

細川律夫厚生労働大臣 殿

請願の趣旨

一般社団法人 日本ホメオパシー医学会 は、日本に於いて患者様が、経験を積んだ医師、歯科医師、獣医師の監督指導の下、ホメオパシーを受ける権利が保障されることをお願いいたします。

1. 最近の事件に対する日本ホメオパシー医学会の見解

昨年10月に日本ホメオパシー医学協会のホメオパスである開業助産師が、新生児に標準予防法で投与が定められたビタミンK2シロップの代わりに、家族の承諾もなく自己判断でホメオパシー薬であるレメディを与え、ビタミンK欠乏症により新生児が頭蓋内出血により死亡した事件がおこり、今年7月に家族が助産師を相手に裁判を起こしました。この報道をうけ、ホメオパシーのみを信じて必要な現代医療を拒み死亡した悪性リンパ腫の患者様、母親が適切な治療を受けさせなかったため死亡したアトピー性皮膚炎の乳児のことが一斉にマスメディアにとり上げられ、ホメオパシーは危険との認識が急速に広まりました。8月25日には日本学術会議会長が「ホメオパシーの効果に科学的根拠がない」とした談話を発表し、さらに医師会、歯科医師会、薬剤師会などが、会員の医師・歯科医師にホメオパシーの使用をさけるよう声明を出しています。

医師免許のない助産師による治療によっておこった事件を私たち日本ホメオパシー医学会会員は深く憂慮しています。ホメオパシーで使用する薬剤 レメディ自体には、生体に対する有害性はありません。無資格者により、必要な現代西洋医学の薬剤、治療から患者様が不必要に遠ざけられたことが、今回の事件の原因と考えます。

2. ホメオパシーのレメディの安全性について

ホメオパシーで使用する薬剤 レメディは、自然界に存在する鉱物、植物、生物より希釈振盪を繰り返し作成されたもので、生体に対する有害性を証明した報告はありません。レメディは、欧州では、欧州薬局方に医薬品として認可

されており、米国ではアメリカ食品医薬品局 (FDA) の管理下におかれています。世界80カ国以上で、使用され副作用も少なく安全と評価されています。

3. ホメオパシーの有効性について

現時点ではホメオパシーの科学的根拠は残念ながら明確ではありませんが、米国国立衛生研究所 (NIH) の一部である国立補完代替医療センター (NCCAM)、英国政府などはホメオパシーに関する研究費を継続して支出しており、その研究成果が期待されます。臨床効果については、一流国際科学雑誌にも有効とする論文が掲載されています。200年以上の歴史を持つホメオパシーは世界の多くの国で、医療システムとして政府に認められています。欧州では、ベルギー、ブルガリア、ドイツ、ハンガリー、リトアニア、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、英国、フランス、オーストリア、イタリア、中央・南アメリカではブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、メキシコ、アジアでは、インド、パキスタン、スリランカなどです。スイスでは2009年国民投票により、ホメオパシーを含む代替医療を憲法で医療として認めることが67%という高い支持率で承認されています。近年、ホメオパシーの有効性についての反論も見られますが、ホメオパシーの臨床効果は、世界的に認知されています。

4. ホメオパシーを行う医療従事者について

日本におけるホメオパシーは1997年以降、医師免許を有しない会員を主とした民間団体を中心に広がってきました。私たち医師・歯科医師・獣医師・薬剤師のみで構成された日本ホメオパシー医学会は2000年1月に設立されましたが、現在日本ではホメオパシー薬は医薬品扱いではなく健康食品扱いであり、また治療者への規制も何ら存在しないため、日本ホメオパシー医学協会（1998年設立、会長：由井寅子）など大小11のホメオパス養成団体が乱立している状況です。

日本ホメオパシー医学会は、毎年日本各地で、ホメオパシーの正しい理解を普及するため講演会を行ってきましたが、このなかで、医師、歯科医師、獣医師以外の無資格者によるホメオパシーがいかに危険であることを強調してきています。今回のような事件が発生したことは、当医学会として断腸の思いです。

世界ではフランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ロシア、メキシコなど17カ国では医師のみがホメオパシーを行うよう国が規制しています。日本ホメオパシー医学会では、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の国家資格を有す

る医療従事者のみが受講できる研修コースを1年終了後、認定医試験に合格したものを認定医、3年終了後専門医試験に合格したものを専門医とし、5年おきに更新手続きを行っています。さらに、平成19年に会員が遵守すべき以下の基本理念を定めています。

- ① ホメオパシーは医療行為である。
- ② ホメオパシーを行うにあたって、常に患者の利益を最優先する。
- ③ ホメオパシーを行うものは近代西洋医学を修めたものとして、自らの専門性の範囲の中で治療を行う。
- ④ ホメオパシーを行うものは近代西洋医学、補完・代替医療を問わず最適な医療を提供する。
- ⑤ ホメオパシーを行うものは最良の医療を提供するために、他の医療従事者と積極的に協力する。

当医学会会員にとって、今回の事件のような、西洋医学的治療を患者様から不必要に排除することは、あり得ないことですし、そのようなことはホメオパシーの目的とも全く相容れないものです。非常に残念なことに日本ではホメオパシー治療者への規制がない状態でこのような事件が occurred。医師法第17条、歯科医師法第17条に抵触する行為とも考えます。私たち日本ホメオパシー医学会会員は、今後も引き続き、まず医師・歯科医師・獣医師・薬剤師としての責任のもと、西洋医学の基礎知識と臨床経験を生かしながら、ホメオパシーを提供していく所存です。ホメオパシーは医療の選択肢の一つとして、医師、歯科医師、獣医師が行うべきものと考えます。

5、患者様のホメオパシーを受ける権利について

日本学術会議、医師会など団体の会長談話により、現在日本においてホメオパシーを制限しようとする動きが見られます。上記のように、今回の事件は、ホメオパシー自体の有害性により引き起こされたものではなく、無資格者による誤った西洋医学の否定により生じています。日本でのホメオパシーの歴史はまだ浅いものの、すでに多数の患者様がホメオパシーの恩恵を受け、健康を取り戻しています。このような患者様より、最近の新聞等報道により、将来ホメオパシーを受けることができなくなるのではとの不安の声が多数、日本ホメオパシー医学会会員に寄せられています。日本国憲法第一三条に定められるとおり、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするとされています。日本に於いて、患者様がホメオパシーを受ける権利を制限することは、あってはならない事と考えます。英国でも、今年英国内でのホメオパシーを制限

しようとする

the Science and Technology Committee report

'Evidence Check 2: Homeopathy'

が英国国会に提出されましたが、英国政府は、臨床医が、ホメオパシーなどの補完・代替医療も含めて、患者にとって適切な治療を選択・決断し、しかるべくその治療を提供するのが最もふさわしいという見解のもと、患者様がホメオパシーを受ける権利を保障する決定をしています。日本に於いても患者様が、経験を積んだ医師、歯科医師、獣医師の監督指導の下、ホメオパシーを受ける権利が今後も保障されることをお願いいたします。

私たちは、下記事項を請願するものです。

【請願項目】

1. 日本に於いて患者様が、経験を積んだ医師、歯科医師、獣医師の監督指導の下、ホメオパシーを受ける権利が保障されることをお願いいたします。